

# 国立大学法人等による 出資範囲の拡大について

平成25年12月13日

文部科学省  
高等教育局

# 国立大学等の出資制限緩和に係る最近の提言等

## これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)(平成25年5月28日教育再生実行会議)

2. 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める。

- 産学が一体となって新産業の創出を図るため、国は、研究開発の事業化やこれを目的とした投資会社及び大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能とするなど、制度面の整備を行う。(略)

## 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

### 第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン 2. 雇用制度改革・人材力の強化

#### ⑥大学改革

○ イノベーション機能の抜本強化と理工系人材の育成

- ・ 今後10年間で20以上の大学発新産業創出を目指し、国立大学のイノベーション機能を強化するため、国立大学による大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とする。このため、所要の法案を速やかに国会に提出する。

## (第二期)教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)

### 第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化(機能別分化)の推進

#### 【主な取組】

27-1 国立大学の機能強化に向けた改革の推進

- ・ (略)また、出資金を活用し、実用化に向けた国立大学と企業との共同の研究開発を推進するとともに、その実施状況を踏まえつつ、国立大学による研究開発成果の事業化及びこれを目的とした投資を行う子会社の設立、大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とする制度改革について検討する。

## 国立大学法人等による出資範囲の拡大①

- 我が国が経済成長による富の創出を図っていくためには、民間資金、多様な人材、優れた技術力などの我が国の潜在能力を引き出し、新たな需要や市場といった社会的価値を創出することが不可欠。
- そのためには、大学における研究活動の活性化や研究成果の活用を図ることが極めて重要。
- 国立大学の研究成果を活用する大学発ベンチャー等を支援する事業を行うことを目的とする会社のうち、一定の要件を満たすものに対して、国立大学法人が出資を行うことを可能とし、事業化を促進。
- なお、平成24年度補正予算において、高い研究力及び共同研究実績を有する4つの国立大学に対して1,000億円を出資しており、当面は、この4大学が出資事業を行うことを予定。

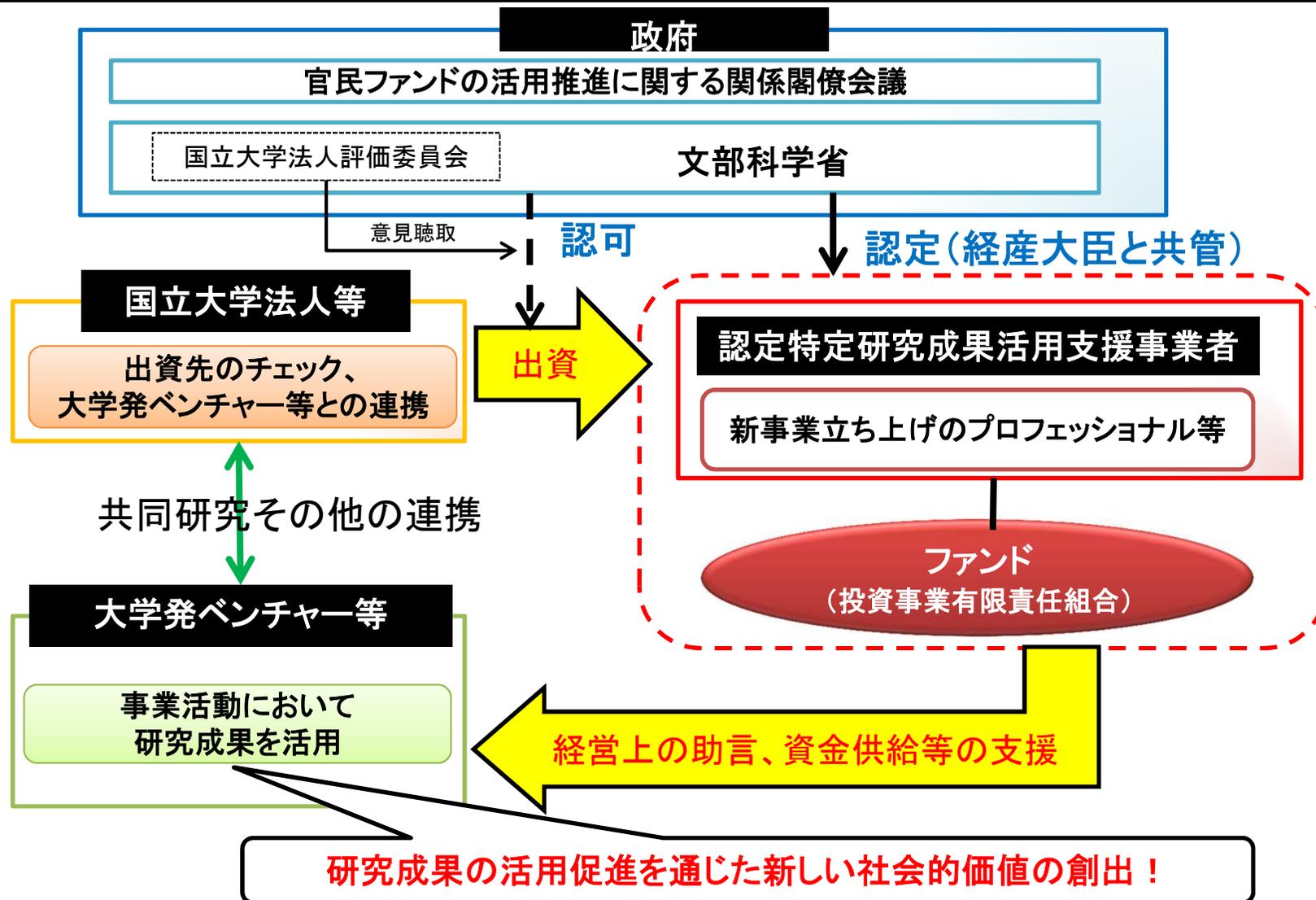
### ・大学別出資額(計1,000億円)

東北大学:125億円	東京大学:417億円
京都大学:292億円	大阪大学:166億円

## 国立大学法人等による出資範囲の拡大②

成長による富を創出するためには、豊富な民間資金、多様な人材、優れた技術力などの我が国の潜在能力を引き出し、新たな需要や市場といった社会的価値を創出することが必要。そのためには、大学における研究活動の活性化や研究成果の活用を図ることが極めて重要。

このため、国立大学法人等が一定の要件を満たしたベンチャーキャピタル等への出資を可能とすることで、研究成果の活用を図る大学発ベンチャー等を効果的に支援することを可能とし、大学の研究成果の事業化等を促進する。



# 官民ファンドに関する関係閣僚会議

## 趣旨・経過

- ・ 官民ファンドが民間資金の呼び水として効果的に活用されるため、政府が一体となって設立予定の官民ファンドの制度設計について意見交換を行うべく、内閣官房に設置。
- ・ 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」を策定（平成25.9.27）。各ファンドは、ガイドラインに沿った体制の整備を図ることが義務付けられている。
- ・ 会議の下に設置された幹事会において、四半期毎を目途に、体制の整備状況等を検証。

## 構成員

### （閣僚）

内閣官房長官（議長）、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、  
国土交通大臣、環境大臣、  
内閣特命担当大臣（経済財政政策）

### （幹事会） 官房副長官の下、関係省庁の局長級で構成

世耕内閣官房副長官、内閣官房副長官補、  
内閣官房内閣審議官、公正取引委員会経済取引局長、  
金融庁監督局参事官、総務省官房地域力創造審議官、  
財務省理財局長、経済産業省経済産業政策局長、  
文部科学省高等教育局長 他

### （有識者）

池田 弘 （公社）日本ニュービジネス協議会連合会会長  
翁 百合 日本総合研究所調査部理事  
川村 雄介 大和総研副理事長  
水野 弘道 京都大学iPS細胞研究所アドバイザー

## ガイドラインの内容

### ○趣旨

官民ファンドに対し、政策目的に沿った投資案件の選定・採択、適切なモニタリング体制の整備等を求めるもの。

実施指針等の作成にあたっては、本ガイドラインを踏まえた適切な運用を行う必要がある。

### ○概要

#### ①運営全般（政策目的、民業補完等）

- ・ 政策目的に沿って効率的に運営されているか。
- ・ ファンド全体の業績評価が総合的に実施されているか。

#### ②投資の態勢及び決定過程

- ・ 案件発掘を行う主体は十分な能力を有しているか。
- ・ 投資方針、チェック項目等は適切なものか。
- ・ 適切な手続による審査を経て意思決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。
- ・ ファンドにおいて適切な支援が行われているか。
- ・ モニタリングや時価評価は適切に行われているか。
- ・ 運用実績の評価に基づき、運用方針の変更等が適切に行われているか。

#### ③ポートフォリオマネジメント

- ・ 個別の案件でのリスクテイクとファンド全体での元本確保が適切にとられているか。

#### ④民間出資者の役割

- ・ 民間出資者に求める役割が明確化されているか。
- ・ 各ファンドは民間出資者に対して投資実績を適切に報告しているか。

#### ⑤監督官庁及び出資者たる国と各ファンドの関係

- ・ 投資決定時における適切な開示等、国民に対しての説明責任を果たしているか。

## 趣旨

- ・国立大学法人評価委員会において、産学共同の研究開発による実用化促進のための出資に係る審議を円滑に進めるために新たに設置。
- ・出資先の国立大学における体制整備状況等のフォローアップを実施。

## 委員

	伊丹 敬之	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・研究科長
	江戸川 泰路	新日本有限責任監査法人 公認会計士
◎	北山 禎介	三井住友銀行取締役会長
	國井 秀子	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授
	棚橋 元	森・濱田松本法律事務所 弁護士
○	柘植 綾夫	日本工学会会長
	富山 和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役 CEO
	松田 修一	早稲田大学名誉教授
	三村 明夫	新日鉄住金株式会社 取締役相談役
	宮内 忍	宮内公認会計士事務所 公認会計士

◎部会長 ○部会長代理  
(敬称略)